

家辭而不受、

〔三代實錄六清利〕貞觀四年二月廿五日甲子、无品有子內親王薨、淳和太后奏請不被任葬儀司詞旨懇切、因而不任、輟朝三日、內親王者、淳和太上天皇之女也、母贈皇后諱高桓武天皇之女、生一男三女焉、  
〔類聚符宣抄四〕被右大臣宣傳、紀內親王女桓武薨之由今日奏聞既訖、宜仰辨官始自今日、令神祇官獻御贍物者、

仁和二年六月廿九日

大外記大藏善行奉

即日仰告當直左少史凡春宗訖

〔類聚符宣抄四〕中納言兼右近衛大將藤原朝臣師尹宣、奉勅一品康子內親王○醍醐醍醐第十一今月六日薨、須依例任葬官而依喪家辭申停任件官者、

天曆十一年〇元年六月十日

少外記國公眞奉

〔日本紀略四上〕天德元年六月六日辛酉、一品康子內親王薨、醍醐第十四皇女給贈物、件薨胞衣不下之故也、於右大臣○藤原輔坊城第薨、十日乙丑、御駕御卜如例行之、天皇不服錫紵以前有御卜奏、於禁中儀於陣外奏之、此間故康子內親王家別當掃部頭藤原在滋、於待賢門付外記申云、今日親王葬送也、葬官不可任之由有遺誠者歟、有薨奏事、今日以後三箇日、不可有音樂之由仰內豎畢、今夕件內親王葬西八條東河島邊、

〔續世繼六志賀の御禮〕女宮は一品宮とておはしましゝは、禧子の内親王○鳥羽とて、賀茂のいつきにたち給へりし、御なやみにてほどなくいで給ひにき、長承二年十月十一日御とし十二にてかれさせ給にき、○中廿七日薨奏とてこのよし内裏に奏すれば、三日は廢朝とて御殿のみすもおろされ、なに事もこゑたてゝ、そうすることなし侍らざりけり、みかせ○崇は御いもうとにおはしませば御ふくたてまつりなししけり、もんもなき御かぶり、なはえいなせきとえて、年中行